

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第3号中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第4号中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第5号中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第6号中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第7号中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「14分の11」を「2分の1」に改め、同条第8号中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「12分の7」を「2分の1」に改め、同条第9号中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「12分の7」を「2分の1」に改め、同条第10号中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11号から第13号までを削る。

附則第7条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合 3分の1

附則第8条中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の大磯町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年8月28日提出

大磯町長 池田 東一郎